

『新編西尾市史 資料編2 古代・中世』

【正誤表】

(1) p299 下段 2 行目

「一五七 吉良満義書下」 → 「一五七 吉良貞義書下」

(令和2年6月17日訂正)

(2) p524 上段 10 行目

「十九日にも近衛邸を訪れ、朝飯の振舞いを受ける。」 → (削除)

(3) p72 下段 後ろから 5 行目

「鳥捕・山綱駅の二駅は碧海郡、」 → 「鳥捕駅は碧海郡に、山綱駅は額田郡に、」

(令和2年7月7日訂正)

(4) p560 上段 9 行目

「松平元康、松平(長沢)康忠に」 → 「松平元康、松平(深溝)康定に」

(令和2年8月5日訂正)

(5) p597 上段 5 行目

5 行目「永良郷」の左側にある「なから」を、次行の「長池」の右側に移動する。

(6) p304 上段 7-8 行目

「同廿六日夜、久野御向之時」 → 「同廿六日、夜久野御向之時」

(令和2年10月14日訂正)

(7) p320 下段 8 行目 綱文

「下総国大宝城」 → 「常陸国大宝城」

(令和2年12月26日訂正)

(8) p297 上段後ろから 2 行目 「(花押)」の注記

「吉良満義」 → 「吉良貞家」

(令和3年1月13日訂正)

(9) p286 上段 1 行目

「高菜河原」 → 「高^菜河原」

(令和3年1月27日訂正)

(10) p334 上段後ろから 5 行目および 4 行目

「比丘尼琳覚(花押)」 → 「比丘僧琳覚(花押)」

「比丘尼琳覚(花押)」 → 「比丘僧琳覚(花押)」

(令和3年2月12日訂正)

(11) p9 上段 2 行目

「宋人雁」 → 「宋人鴈」

(12) p22 下段 7 行目

「二年壬寅」 → 「^(大聖)二年壬寅」

(13) p23 上段 1 行目

「が参河国へ行幸」 → 「が、大宝二年に参河国へ行幸」

(14) p24 上段 2 行目

「可能性が高い。」

→ 「可能性が高い。「笠縫之嶋」は三河湾に浮かぶ梶島とする説が有力である。」

(15) p27 上段 5 行目

「〔新撰姓氏録〕坂上系凶阿智王条所引」

→ 「〔新撰姓氏録〕逸文坂上系凶阿智王条所引」

(16) p27 上段 13 行目

「〔新撰姓氏録〕坂上系凶小鉾条所引」

→ 「〔新撰姓氏録〕逸文坂上系凶小鉾条所引」

(17) p36 上段 11 行目と 12 行目との間に以下の文章を挿入

弘仁七年（八一六）

○五月十日 参河国の人、豊安が律師に任ぜられる。

〔僧綱補任〕弘仁七年条

^(弘仁) 丙
同七年 申

（中略）

律師 豊安、^{同日（五月十日）任、律}
宗、招提寺、参河国人、

【解説】豊安は、平安初期の律宗の僧で、参河国出身。唐招提寺に入り、唐僧鑑真に従って来日した弟子の如宝に師事し、戒律を修学の後、弘仁六年（八一五）、如宝の没後、唐招提寺第五世を継ぎ、興福寺本『僧綱補任』第一によれば、弘仁七年五月十日に律師、天長四年（八二七）五月二十八日に小僧都に、承和二年（八三五）三月十一日に大僧都に、それぞれ任じられ、大僧都のまま、承和七年九月十三日に入滅し、承和八年に僧正が贈られた。なお、一説に、七七歳で没したといい、そうすると、天平宝字八年（七六四）生まれとなる。著書に、『戒律伝来記』や鑑真の伝記『鑑真和上三異事』がある。

(18) p728 出典一覧（古代）に以下の文章を追記

八 本巻の「古代」部分は、東京大学史料編纂所への委託研究によって編さんされた。

（令和 3 年 2 月 26 日訂正、(17) 3 月 4 日小訂正）

(19) p609 下段後ろから 3 行目

「篠籠の光粒庵」 → 「築籠の光粒庵」

(20) p610 下段 6 行目

「篠籠光粒庵」 → 「篠籠^(築)光粒庵」

(21) p476 上段最後行

「吉良壯の聖運寺」 → 「吉良莊の聖運寺」

(令和3年3月11日訂正)

(22) p576 下段後ろから3行目

「松平元康判物写」 → 「松平家康判物写」

(令和3年5月8日訂正)

(23) p574 上段10行目

「松井亀千世」 → 「松平亀千世」

(令和3年6月3日訂正)